

大田区長 宛

就労証明書(記載例)

証明日	西暦	2025	年	4	月	4	日
事業所名	大田区役所						
代表者名	蒲田 太郎						
所在地	大田区蒲田5-13-14						
電話番号	03	—	5744	—	1111		
担当者名	大森 花子						
記載者連絡先	03	—	5744	—	1280		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☒ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	ハネダ ビョンキチ 羽田 びよん吉 生年月日 1997 年 2 月 23 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 2022 年 10 月 1 日 ~ 2025 年 12 月 31 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☒ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 月間 170 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分) ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐ ☐ 一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日 平日 9 時 0 分 ~ 17 時 30 分 (うち休憩時間 60.00 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間 ☐ 月間 ☐ 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 ☐ 月間 ☐ 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2024 年 6 月 年月 2024 年 5 月 年月 2024 年 1 月 20 日/月 185 時間/月 21 日/月 196 時間/月 18 日/月 183 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2024 年 11 月 7 日 ~ 2025 年 11 月 26 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☒ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☒ その他(母性健康管理指導事項連絡カード) 期間 2023 年 2 月 15 日 ~ 2023 年 4 月 10 日
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2025 年 11 月 27 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☒ 取得予定 ☐ 取得中 期間 2025 年 11 月 27 日 ~ 2026 年 3 月 15 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 10 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)
13	保育士等としての勤務実 態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☒ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☒ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☒ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定を含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 羽田 びよん太郎 2024 年 9 月 9 日 ○○保育園 ☒ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

【証明日】
証明日のないものは無効です。必ず記載してください。 また、押印は不要です。 なお、証明書の有効期限は、証明日から3か月間です(例：証明日が2024年1月16日の場合、2024年4月16日提出まで有効)。
【担当者名】
外勤で、本人が証明発行業務に携わっている場合は、本人以外の者が証明してください。 本人が本人分の証明をした場合、本証明書の再提出となるので、ご注意ください。
【雇用(予定)期間等】
無期雇用の方は、就労開始日のみ記載してください。 有期雇用の方は、期間を記載し、No.16も記載してください。
【一月当たりの就労日数/一週当たりの就労日数】
～例～ 一週当たり4日就労の場合…一月あたり「月間16日」 一月当たり22日就労の場合…一週当たり「週間6日」※小数点切上げ
【就労日数(変則勤務の場合)】
～例～ (フルタイムで、年末年始は休日としてカウントする勤務形態) 一年当たり244日就労の場合…一月当たり「月間21日」※小数点切上げ
【就労実績】
日数に有休、時間数に休憩・残業時間を含めて記載してください。 No.9やNo.10に該当し、直近の実績ではない、または3か月に満たない場合、当該期間を除く前後の内容を記載してください。 ～例～ (お母様が2023/9月生まれの場合) 産前休暇前の休業：2023/2/15～2023/4/10【No.10】 産休期間：2023/7/18～2023/11/6 育休期間：2023/11/7～現在【No.9】 →上記の場合、就労実績として1か月分の内容として記載できるのは2023/5月と6月、遡って2023/1月(会社の締め日により前後する可能性有)の3か月分です。
【産休・育休以外の休業の取得】
会社が認めた休業について証明してください。 介護休業や病休の他、母性健康管理指導事項連絡カードによる休職も該当します。
【育児のための短時間勤務制度利用有無】
未定の場合は、空欄で構いません。
【入所内定時育休短縮可否・育休延長可否】
育休取得していない場合には空欄で構いません。
【保護者記載欄】
保護者様ご自身で記入ください。

【雇用主の方へ】

- ◆本証明書は、保育所等利用事務のために使用する書類です。必要事項を漏れなく記載・証明してください。
- ◆証明内容に関して貴事業所担当者に照会させていただくことがあります。あらかじめ承知おください。
- ◆誤って記入した場合、訂正印は不要です。訂正箇所は二重線で消し、正しい情報をご記載ください(修正液や消えるボールペン等の使用は不可)。
- ◆提出された本証明書は返却できません。記入漏れ等あった場合は、申請者を通して再度提出をお願いします。

【保護者の方へ】

- ◆本証明書は、雇用主の方に証明いただく書類です。保護者の方は記載しないでください(自営業の方を除く)。
- ◆本証明書を無断で作成し、又は改変を行った場合、虚偽の申請にあたり、認定・入所内定を取消することがあります。有印私文書偽造罪、有印私文書変造等(刑法第1159条)の罪に該当し得るものとされています。
- ◆自営業の方はご自身で記載してください。自営業とは、法人化の有無を問わず、経営者本人、又は保護者の2親等以内の親族が経営する会社等に勤務している場合を指します。なお、その他に「自営を証明する書類(開業届等)」と「収入を証明する書類(確定申告等)」の提出が必要

- ◆提出された本証明書は返却できません。あらかじめ提出前にコピーを取ることを推奨します。
- ◆就労状況を確認するため、就労先に問い合わせることがあります。あらかじめ承知おください。
- ◆就労証明書の有効期限は証明日から3か月です。3か月を超えてしまった場合は、お手数ですが再度ご用意をお願いします。
- ◆兄弟姉妹の申請の場合、用意いただく本証明書は各1部(お父様1枚、お母様1枚)のみです。

【その他】

- ◆ご不明点等は、下記までお問い合わせください。
- ◆本証明書は、国(内閣府こども家庭庁)が提示している標準的様式をもとに作成しています。
- ◆就労証明書の様式、記載要領、記載例は大田区のホームページからダウンロード可能です。

【問い合わせ先】

大田区 保育サービス課 保育利用支援担当 ☎03-5744-1280

【HP】申込書・証明書等



就労証明書 2-(1)
記載要領、記載例 2-(2)